

官民競争入札等監理委員会
第 40 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 40 回 官民競争入札等監理委員会
議事次第

日時：平成 20 年 10 月 27 日（木）14:00～15:30

場所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 議 事

1. 実施要項案について

- (1) 永田町合同庁舎の管理・運営業務
- (2) 日本スポーツ振興センターのスポーツ施設の管理・運営業務
- (3) 公害健康被害補償業務の徴収業務
- (4) 大阪第二国際交流会館の管理・運営業務
- (5) 見本市・展示会情報総合ウェブサイト（J-messe）管理運営業務
- (6) 海外旅行博覧会出展事業
- (7) （独）都市再生機構の賃貸住宅入居者募集業務
- (8) 東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運営業務
- (9) 警察大学校の施設管理業務
- (10) 総務省情報通信政策研究所の管理・運営業務
- (11) 総務省浦安総合センター管理・運営業務
- (12) 外務省研修所の管理・運営業務
- (13) 財務本省研修所の管理・運営業務
- (14) 税務大学校和光校舎における施設管理・運営業務
- (15) 国土交通大学校（小平本校）の施設管理業務
- (16) 国土交通大学校柏研修センターの施設管理業務
- (17) 環境省環境調査研修所施設の管理・運営業務
- (18) 労働大学校の施設管理・運営業務
- (19) 中央畜産研修施設管理・運営業務

2. 入札監理小委員会の審議事項（官民競争入札における入札関係書類の
評価の追加）について（案）

3. 閉 会

<出席者>

(委員)

落合委員長、本田委員長代理、逢見委員、樫谷委員、小林委員、野原委員
前原委員、渡邊委員

(事務局)

佐久間官民競争入札等監理委員会事務局長、関参事官、森山参事官、森丘参事官、
徳山企画官、山谷企画官

(内閣府)

内閣府大臣官房 松山総括審議官
内閣府大臣官房会計課 別府課長
内閣府大臣官房会計課 小松調査官

(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

独立行政法人日本スポーツ振興センター 上杉理事
独立行政法人日本スポーツ振興センター 高谷総務部長

(独立行政法人環境再生保全機構)

独立行政法人環境再生保全機構 斎藤理事
独立行政法人環境再生保全機構 折田補償業務部長
独立行政法人環境再生保全機構 栗山補償業務部業務課長

○落合委員長 それでは、定刻になりましたので、「第 40 回官民入札等監理委員会」を始めたいと思います。

本日の議題でございますが、お手元の資料の議事次第にありますように、大きなテーマとして2つございます。まず第1は、資料1に記載されております19件の実施要項案について審議をする。それから2番目は、入札監理小委員会の審議事項、官民競争入札における入札関係書類の評価を追加するということにつきまして御審議をいただくということになっております。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、早速、実施要項案の審議に入りますけれども、資料1に記載されております19件の実施要項案について、本日、本委員会で議を行なうということにしてよろしいかどうかまずお尋ねしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○落合委員長 では、これは異存がないということで、審議に入りたいと思います。

それでは、まず資料1の最初の3件であります。これは入札監理小委員会の主査の御判断によりまして、内閣府及び独立行政法人にお越しをいただいております。そういう意味では、従来のやり方で審議を行なうというものであります。その他の16件につきましては、前回の監理委員会で御承認をいただいたとおり、簡略化した手続により審議を行なうということにいたしますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、最初にまず「永田町合同庁舎の管理・運營業務」の実施要項案について御審議をいただきますので、内閣府に入室をしていただくということをお願いしたいと思います。

（内閣府関係者入室）

○落合委員長 それでは、始めさせていただきますが、本件につきましては、これまで入札監理小委員会で審議をしまいたったわけでありまして、その審議の結果につきまして、入札監理小委員会の榎谷主査の方から御報告をお願いいたします。

○榎谷委員 入札監理小委員会の榎谷でございます。資料2－1に従いまして、御説明をしたいと思います。2－2以下は実施要項案などがございます。

まず、ここに書いてありますように、内閣府の永田町合同庁舎というのはこの庁舎でございますけれども、その管理・運營業務について、初めての官民競争入札を実施することで、平成21年度から落札者などによる事業を実施する旨、その基本方針に定めております。これに基づきまして、内閣府から提出していただきました実施要項案を入札監理小委員会で何回も審議いたしましたので、その結果について報告したいと思います。

まず、1番でございますけれども、「情報遮断の措置について」ということであります。今までは民でございましたので、官の中に情報遮断というのは特に必要なかったわけでございますけれども、今回は官民、つまり事業をやっているという主体的なところと、それから民間とということがございますので、特に官の中の情報遮断の措置について議論をいたしました。特に、この論点に書いてございますように、官の入札実施部門を担当す

る職員と入札に参加をする部門を担当する職員をどのように特定するのかということで、これも難しい問題であったのですけれども、いろいろ内閣府あるいは事務局の方に整理をしていただきまして、あるいは小委員会で慎重に審議をいたしまして、対応といたしましては、ここに書いてありますように、入札の実施に関する事業を担当する職員と参加する事務を担当する職員の官職をそれぞれ記載することとして、本件実施要項の公表後、直ちに職務命令を発するということであります。

それから、論点としまして、その次は、交換を遮断すべき情報というのは口頭での情報であり、紙ベースだけではありませんということでもあります。また、提出書類に関する情報に限らず、応札の状況に関する情報もありますから、何を遮断すべきかということについてはしっかり記載しておく必要があるということでございます。そこで、対応といたしましては、電子媒体とか紙媒体及び口頭での情報交換を遮断するための措置を記載することといたしました。また、遮断の対象とする情報につきましては、予定価格とか、民間事業者の提出書類に関する情報のほか、民間事業者の対応状況とか、その他本件に関する情報であって、民間事業者に公表されない情報等、官民競争入札の公正性を阻害するおそれがあるものについては、すべてその対象とするということに記載いたしました。

それから、2ページの上の論点でございますが、入札部門と参加部門の職の場所の問題については、物理的にも制約があるのですけれども、実質的に我々が見ましたところ、遮断されているということで、特に口頭での会話が何かを通して伝わらないという場所にするということになりました。

それから、2番目は「入札価格の調整について」でございますが、これは何をもって調整と言うかということ、要するに、民間については間接費も負担する。官については間接費の負担というのはないので、その部分、調整をしないといけないということでございます。そこで、対応といたしまして、その調整が妥当かどうか、基準どおり項目が妥当かどうかということでございますけれども、対応といたしましては、官民競争入札における国の行政機関等の入札額の算定及び調整に関する指針を監理委員会で作りましたので、それに従って調整額を算定したということでもあります。これは、内閣総理大臣が算定した本件業務実施に関する経費の金額に対しては、減価償却費、退職給付費用及び間接部門費を調整対象科目として加算することといたしました。これは間接費ということでございます。したがって、民間事業者の入札価格に対しては、新たに民間事業者に委託することにより、増加する経費である監督費用、契約事務費用を調整対象項目として加算するという一方で、このような調整をしたということでございます。

それから、間接部門費が妥当かどうかという問題もありますので、これにつきましては、ここに書いてございますように、いろいろな諸経費がございますが、諸経費のうち、2行目の後半に書いてございますように、民間事業者が落札したときに削減されるものを対象にいたしましたということでございます。この間接部門費というのは、内閣府会計課において発生した経費に管理対象面積とか、管理対象別の係数とか、年間入札数等を用いて算定し

た年間の作業工数を乗じて算定して、これについてはこの金額を開示しております。

それから、「入札評価の第三者性の担保について」でございます。これは、一時的な評価とはいえ、最終的には監理委員会が承認して決定することになるのですけれども、ただ、一時的な評価の段階でも、できるだけ官の人だけではなくて、第三者を入れて第三者性というものが必要であろうということで、総合評価審査委員会を設けていただきまして、半数以上を有識者にしていただくということになりました。

「情報開示について」は、イコルフットィングが非常に大事だということで、そのようなものになっているというふうに考えております。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、内閣府の永田町合同庁舎の管理・運営業務実施要項案につきまして、本委員会として発言ということですが、これは榎谷主査の方からお願いいたします。

○榎谷委員 それでは、一言コメントをしたいと思います。

まず、「情報遮断体制の確保について」でございますが、内閣府会計課におかれましては、今後行なわれます永田町合同庁舎の官民競争入札の入札手続などにおきまして、情報漏洩等がないように、しっかりとした体制を整理していただくとともに、対外的に誤解を招くようなことのないよう、外観性も含めまして、十分注意して手続を進めていただくようお願いしたいと思います。

2 番目でございますが、「企画書提案書等の公正・公平な審査について」であります。本件は初の官民競争入札事例でもあるため、提出された企画書等を審査する際には、特に官民のどちらかに有利になるような審査との誤解をされないよう、公正・公平な審査が行なわれるようお願いしたいと思います。なお、なるべく多くの外部有識者を含む評価委員会での審議を行なっていただき、第三者性を担保していただくようお願いしたいと思います。なお、審査の結果については、改めて御説明を伺い、審議させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上であります。

○落合委員長 それでは、本件につきまして、当委員会として了承するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○落合委員長 それでは、公共サービス改革法 14 条 5 項の規定によりまして、内閣府から付議されました実施要項案について、監理委員会として異存はないということにしたいと思います。

それでは、私の方から手交させていただきたいと思います。

（「公文」の手交）

○落合委員長 それでは、実施要項の了承に当たりまして、内閣府の松山総括審議官から御挨拶をいただきたいと思います。

○松山総括審議官 委員の皆様方には、日ごろより大変お世話になっております。ありがとうございます。

本件、永田町合同庁舎の管理・運營業務における官民競争入札実施要項につきましては、榎谷主査をはじめ、入札監理小委員会の委員の皆様方の精力的な御審議をいただきまして、また、本日は当委員会の御了承をいただきましたことに対しまして、心より御礼を申し上げます。

今後、この実施要項に基づきまして入札手続を進めていくこととなりますが、内閣府といたしましては、ただいまも榎谷主査の方から御指摘がございました2点。第1点は入札の実施に関する事務を担当する職員と、これとは別の職員であります入札に参加する事務を担当する職員、これを特定いたしまして、内閣総理大臣からの職務命令書を発出し、官民競争入札の公正性を阻害するおそれがある情報の交換がなされないようにその遮断に努めてまいりたい、そのように考えております。また、第2の点でございますけれども、入札の評価に当たっては、新たな評価委員会を設けるとともに、構成員の半数以上は外部有識者として官民競争入札の公正性等を確保していくことといたしております。

最後に、委員の皆様には、引き続き御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○落合委員長 それでは、内閣府におかれましては、公共サービス改革法の趣旨・目的というものを十全に達成すべく、今後とも更に一層努力をしてくださることをお願いしたいと思います。また、本件は本来の意味での第1回の官民競争入札ということですので、第1回目がそういう見事な形でぜひ行なわれるということを本委員会も期待しておりますし、どうか内閣府におかれましても、それを達成すべく、よろしくお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

(内閣府関係者退室)

○落合委員長 それでは、続きまして、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「スポーツ施設管理・運營業務」実施要項案につきまして御審議をお願いしたいと思いますので、日本スポーツ振興センターの入室をお願いいたします。

(日本スポーツ振興センター関係者入室)

○落合委員長 それでは、本件につきましては、これまで入札監理小委員会において検討してきたわけですので、その審議の結果につきまして、入札監理小委員会の榎谷主査の方から御報告をお願いいたします。

○榎谷委員 入札監理小委員会の榎谷でございます。

資料3-1に従って御説明をしたいと思っておりますが、まず独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ施設の管理・運營業務でございますけれども、対象施設といたしましては、国立霞ヶ丘競技場、代々木競技場、それから国立スポーツ科学センター・ナショナルトレーニングセンターというところの3件でございますけれども、この中で、まず1番に「契約の形態等」と書いてございますが、何を意味しているかといいますと、基本的に今までは管理・運營業務を一括して受注いたしますので、その契約価格というのは

決まるわけですが、スポーツ振興センターの対象施設は、当初の案としましては、総価、つまり一括受けるものと、変動するものがございますので単価契約によるものとあるわけでございます。当初はほとんど単価契約によるというふうにしたときに、単価だけの入札にするのか、単価に標準の数量を掛けて、その金額で入札をするのかということについていろいろ議論いたしました。結果的には、対応に書いてございますように、大会時に清掃業務等、臨時的なものについては単価契約としますけれども、基本的には総価契約とすることで見直しをいたしましたということであります。そうしないと、単価契約だけだと勝った負けたという判断がなかなかしづらいということで、総価契約と臨時的なものについては単価契約としていただいたということであります。

それから、その下でございますけれども、単価契約としても、民間の立場から見ると、どの程度の量がいづごろあるのかということがある程度見積もれないと、単価の算定もなかなか難しいだろうということがございましたので、対応といたしましては、予定数量というのは過去3年分の実績回数をもとに当該年度の利用状況などを勘案、推計して、業務仕様書に過去3年間分の年間スケジュール実績を添付することで見積もりをしていただくようにしたということでございます。

それから、2ページ目に移りまして、「委託費の支払い方法」でございますが、予算などのつき具合によりまして、施設の改修工事の実施が相当大規模になったり、それほど大規模でないということもあるということで、その場合は休業して行なうらしいのですが、休業期間とか、一部業務の休止が発生する場合があります。特に長期に及んだ場合、民間事業者に不利益を与えることがありますので、官民でどのように負担するのか、これを明らかにしておく必要があるということで、対応に書いてありますように、まず年度全体の100分の20以下のとき、これをあらかじめ定める民間業者との間で業務費内訳書に基づいて比例的に委託費を変更する。それ以下の場合と超える場合とがありまして、②の方は、超えるときには協議でその内訳書を参考にしながら委託費を変更するということであります。また、休業とか、一部の業務の休止によって民間事業者に損害を与えるようなときがあれば、センターがその費用を負担するというようなことについての修正をしていただきました。

それから、「サービスの質の設定」でございますけれども、これは業務管理体制が確立されていることとか、記録が整備されていることとか、自主検査体制が整備されていることについて書いてございましたけれども、これらについては、サービスの質とは言えないんじゃないかということで、コアのサービスの質を明確にすべきということで、①、②、③に書いてあるようなことで修正をしていただいたということでございます。

それから、4番目の「アンケートによる満足度調査」でございますが、アンケートによる満足度調査につきましては、十分な有効回答があって初めて調査ができたということですが、本当に可能な方法となっているのかどうかということでございますが、この利用者というのは、受付時と退出時に必ず窓口を通ることになっておりますので、窓口

で協力をお願いして積極的に回収する努力を行なえば十分に有効回答を得ることが可能であるということでございましたので、調査方法については問題ないと判明いたしました。

以上でございます。

○落合委員長　ありがとうございます。それでは、日本スポーツ振興センターのスポーツ施設の管理・運營業務実施要項案につきまして、本委員会としての発言であります、これも榎谷主査をお願いします。

○榎谷委員　それでは、実施要項付議に当たってのコメントをしたいと思います。

まず、今回、総価契約を基本としたことから、複数年契約としたことの目的は、サービスの質を維持・向上させつつコストを削減する上で、民間事業者が創意工夫を発揮しやすいようにするこめであることを十分御理解いただきまして、従来とは事業実施の考え方が大きく変わったということを十分御認識いただきたいと思います。

それから2番目でございますが、競争性を確保する上で、より多くの民間事業者に入札に参加していただけるように、業界団体などに対し積極的に周知・広報することをお願いしたいと思います。

3番目でございますが、民間事業者が企画書の作成や入札金額の見積もりを行なう上で、必要十分な情報をわかりやすく提供する必要があります。このため、入札説明会などにおきまして、従来の実施状況に関する情報等について質問があった場合には丁寧に対応していただくとともに、センターからも積極的に情報を開示するようお願いしたいと思います。また、現場説明会についても十分な時間を取っていただくことをお願いします。

4番目でございますが、なお、実施期間中、施設改修工事等に伴う休業、または一部業務の休止が発生した場合に、民間事業者との間でトラブルが生じないように、業務費内訳書により調整を行なう場合の処理、休業期間などが100分の20を超える場合の処理、民間事業者に存在を与えたときの処理について、民間事業者と十分に確認しておくことをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○落合委員長　それでは、本件につきまして、本委員会として了承ということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○落合委員長　それでは、了承ということにさせていただきます。

そういたしますと、公共サービス改革法14条5項の規定によりまして、日本スポーツ振興センターから付議されました実施要項案について、監理委員会として了承、異存ないということにしたいと思います。

それでは、私の方から手交させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（「公文」の手交）

○落合委員長　それでは、実施要項の了承に当たりまして、日本スポーツ振興センターの

上杉理事から御挨拶をいただきたいと思います。

○上杉理事　ありがとうございます。日本スポーツ振興センターの理事の上杉でございます。

このたびは、当センターのスポーツ施設の管理・運營業務民間競争入札実施要項につきまして、入札監理小委員会の委員の先生方におかれましては、数多くの貴重な御意見をいただきまして、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

先ほどの榎谷主査からの御指摘を十分に踏まえつつ、本日御承認いただきました実施要項について、経済性の確保並びにナショナルスタジアムとしての国立競技場の使命、及び我が国唯一のトップアスリートの中核施設としての国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンターの使命を果たせるよう、精いっぱい努力してまいりたいと考えておりますので、今後とも引き続き御指導いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○落合委員長　それでは、日本スポーツ振興センターにおかれましては、公共サービス改革法の目的であります効率性の増進とサービスの向上という目標に向けまして、今後一層努力されますように、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

（日本スポーツ振興センター関係者退室）

○落合委員長　それでは、続きまして、独立行政法人環境再生保全機構の「公害健康被害補償業務の徴収業務」実施要項案につきまして御審議をいただきますので、環境再生保全機構の入室をお願いいたします。

（環境再生保全機構関係者入室）

○落合委員長　本件につきましては、これまで入札監理小委員会で検討を重ねてまいりましたので、その審議の結果につきまして、入札監理小委員会の榎谷主査から御報告をお願いいたします。

○榎谷委員　入札監理小委員会の榎谷でございます。

今回、独立行政法人環境再生保全機構の民間競争入札の対象となる「公害健康被害補償業務の徴収業務」についての実施要項案を審議いたしました。

ここで資料４－１に基づいて御説明したいと思いますが、まず「対象事業の範囲等」というところがございますが、入札参加者の確保の点から、今、全国１単位となっているのでございますけれども、１単位ではなくて、もう少し分割した方がいいのではないかなというようなことを議論いたしましたが、対応といたしまして、入札単位について、実施された意見募集の範囲内では、特に入札単位が大き過ぎるというような意見もなかったということでありますというのがまず１点。それから、事務局の方で実施いたしました民間事業者のヒアリングの結果などからも、特に全国１単位という入札単位を変更する必要はないと判断いたしまして、全国１単位ということにいたしました。

それから、「サービスの質」でございます。ここでは、全国各地での納付義務者に対する説明会の開催をやりなさいと書いてございますが、まず論点といたしましては、全国各地での納付義務者に対する説明会を、都道府県ごとに少なくとも1回の開催、これをサービスの質として設定するということについては本当に妥当なのかどうかということでございます。実は、今までこの業務については、商工会議所を通じてやっていたということでございますので、商工会議所は全国にありますので、そういう意味ではそういうことができたのかもわからないけれども、もし全国都道府県ごとに少なくとも1回となりますと、入札に参加すべき事業者の数が減ってくるのではないかなというようにもございました。それで、このようなことを言ったわけでございますが、この対応といたしまして、2ページに書いてございますように、サービスの質というのは、アウトプットとして委託者が最低限求める事項を設定するんだと。したがって、従来、確かに全国各地で納付義務者に対する説明会を開催していたのは、納付義務者に対して適切に公害健康被害補償制度についての情報提供を行なうことが目的であったところであります。したがって、説明会の開催が目的達成の唯一の手段ではありませんと。むしろ手段については、入札参加者の創意工夫を期待すべきであるというのがまず1つであります。つまり、全国一律というふうに決めるのではなくて、創意工夫を考えるべきではないか。

それから、2番目といたしましては、各都道府県に拠点を有する事業者以外の応札が困難になるということから、全国各地での、つまり少なくとも1回という説明会の開催は要件とせずに、サービスの質として設定しないということであります。それから、同じことでございますが、必要かつ十分な数の相談窓口の設置ということもございます。先ほど申し上げたように、商工会議所を窓口としておりましたのでこれが可能であったんですけれども、これにつきましても、相談窓口について、必要かつ十分な数の相談窓口の設置をサービスの質として設定するのではなくて、対応に書いてございますように、やはりアウトプットとして委託者が最低限求める事項を設定するということですから、最終的には、目的は数の多さではなくて、まず適切な指導・助言を行なうということが目的でございますし、また、各地に拠点を有する事業者でなければなかなか入札の対応が難しいということもございますので、こういうふうに数量としてのサービスの質は設定しないということにいたしました。

それから、「委託費の支払い等」でございます。委託費の減額の方法でございますが、減額される額が多過ぎるので、これはリスクが生じるので入札参加者が減るのではないかな、あるいは参加しないのではないかなというようなこともございましたので、その点につきましては、このような計算をということで、減額の額の最大値は委託費の年額の10%の金額ということにしたということもございます。

それから、「落札者の決定」でございますが、これも有識者を入れて評価委員会を設置していただくということで、そのような対応をしていただくということになりました。

そのほか「契約解除」でございますが、4ページ目でございますが、契約解除の要件と

というのが不明確であるということでございました。実はこれは金額として徴収する金額が 400 億円ぐらいになるので、先ほどの委託費の減額ということもありまして、下手したら一銭も回収できなければ最高 400 億のリスクを持つということになるわけですね。そういうこともあって、契約金額の 10%にしたということもありますし、契約の解除につきましても、この対応といたしまして、当初案では、契約の解除が可能な場合の一例として、申告書の提出率が 96%未満であったことによって、機構がその改善のために講じることなく業務量が著しく増大した場合が規定されておったのですが、「改善」とか「著しく」等では要件としては明確ではないということで、計画解除が可能となる場合についての具体的な件数を設定していただきました。それから、「改善」、「著しく」、こういう抽象的な文言については削除いたしました。そういうことで、当該開示が公共サービス改革法に定める解除に該当することを明確化したということでもあります。

以上でございます

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、本実施要項案につきまして、本委員会としての発言ということですが、これは榎谷主査からお願いいたします。

○榎谷委員 実施要項付議に当たってのコメントをしたいと思います。

まず、「入札参加者の確保について」であります。環境再生保全機構におかれましては、より多くの入札参加者を確保するために、本入札の周知・広報を積極的に実施することをお願いしたいと思います。また、事業実施に当たりましては、民間事業者と綿密な連絡・調整を図り、民間事業者が円滑に事業を開始できるよう、積極的な協力をお願いしたいと思います。

2 番目でございますが、「企画提案書の公正・公平な審査について」であります。入札参加より提出された企画提案書を審査する際には、従来どおりの実施方法ありきという姿勢ではなくて、提案内容に盛り込まれた創意工夫について、柔軟な姿勢をもって、公正・公平に審査が行なえるようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、本件につきまして、当委員会として了承ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 それでは、異存がないということにさせていただきます。そういたしますと、公共サービス改革法 14 条 5 項の定めによりまして、環境再生保全機構から付議されました実施要項案について、本委員会としては異存がないということにしたいと思います。

それでは、私の方から関係の書面を手交させていただきたいと思います。

(「公文」の手交)

○落合委員長 それでは、実施要項の了承に当たりまして、環境再生保全機構の斉藤理事から御挨拶をいただきたいと思います。

○斉藤理事 独立行政法人環境再生保全機構の理事の斉藤でございます。機構を代表いた

しまして、一言御挨拶を申し上げさせていただきたいと存じます。

ただいま私どもの徴収業務の実施要項案につきまして、これまで大変精力的に御審議を賜り、この案について御了解いただきましたこと、大変感謝申し上げます。御指摘をいただきました事項を十分に念頭に置きまして、しっかりとこの業務の実施に努めてまいりたいと考えております。特に入札の実施に当たりましては、私どもといたしましては、より多くの参加者が参加していただけるように、周知・広報にしっかりと努めますとともに、いただきました企画提案書につきましては、公平・公正な審査ということで実施に努めてまいりたいというふうに考えております。

今後とも本委員会の先生方にいろいろ御指導いただくことがあろうかと存じますが、引き続きよろしくお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

○落合委員長 それでは、環境再生保全機構におかれましては、公共サービス改革法の目的を実現されるよう、今後とも更に一層努力くださいますよう、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

(環境再生保全機構関係者退室)

○落合委員長 続きまして、お手元にあります資料1の4番目から7番目までの4件の実施要項案につきまして、まとめて審議をするということにしたいと思えます。この4件につきまして、これまで入札監理小委員会で審議をしていただいていたわけでありますけれども、その結果につきまして、入札監理小委員会の小林副主査から4件続けて御報告のほど、よろしくお願いいたします。

○小林委員 4件につきまして御報告申し上げます。

まず、日本学生支援機構「大阪第二国際交流会館の管理・運営業務」でございます。この国際交流会館は、昨年、この監理委員会で議を経ました広島国際交流会館に続き2カ所目になるものでございます。

まず、審議におきましては、「対象業務の範囲」について検討いたしました。対象業務の範囲の中に、ウェルカムパーティー等の交流事業の企画業務について、民間事業者の業務範囲に含める必要があるのではないかということについて議論いたしましたけれども、この点につきましては、ウェルカムパーティー等の交流事業については、寮生を歓迎するという意味合いだけではなくて、学生支援業務の一環と位置づけているということで、機構が責任を持って実施することとしたいという説明を踏まえまして、これにつきましては引き続き機構が実施することとし、民間事業者の業務範囲には含めないことといたしました。

次に、「サービスの質」でございますけれども、サービスの質の指標として、更なる効果的・効率的業務運営に係る提案を年度内1回以上行なうこと、更に、レジデント・アシスタント及びカウンセラーとの意見交換を四半期に1回以上行なうことと設定しておりますが、その1回以上行なうということがどのぐらいの意義を持つのか不明確であるという点。それから、意見交換を行なった結果、それにどう対応したのかということの方が重要

であるという点。それから、コスト削減のための提案だけではなくて、サービスの質を高めるための提案も求めるべきであるということで、この２点を連携させることが効果的ではないかということを審議いたしました。その結果、対応としましては、業務改善に向けた意見交換は、更なる効果的・効率的業務運営に係る提案に資するものというふうに位置づけることにしまして、更に、その提案を踏まえた業務の改善状況についても報告を求めるということにいたしました。

３番目としまして「落札者決定に当たっての評価項目」でございますが、この点につきましては、前回の広島のとおりと同じように、「国際交流の経験、十分な語学力」という資格については削除して、「居住する留学生と円滑にコミュニケーションを図ることができる能力」というふうに修正しております。

更に、４点目としまして「報告すべき事項」でございますが、業務日誌により毎日行なうこととされておりましたが、パブリックコメント等で出された意見を踏まえて見直すべきではないかということを検討しました。その結果としまして、対応としましては、作成した業務日誌については、機構が常時閲覧できるように受託者において保管・管理することにした上で、報告については月１回とするように修正していただきました。

これが第二国際交流会館の管理・運営業務でございます。

続きまして、資料６－１に従いまして、「見本市・展示会情報総合ウェブサイト（J-messe）管理・運営業務」について御報告いたします。この事業は、J-messeを通じて、国内外で開催される見本市・展示会の情報を提供して、出展者、来場者、双方の参加促進を支援するというを目的として実施しております。

論点といたしましては、まず第１に「インセンティブについて」。最初は、見本市等の新規登録件数を１００件、更新件数を３,１００件以上確保するというふうに設定しておりますが、民間事業者のモチベーションを高めるということ。より多くの件数が確保されるように目標値を超えた場合には、何らかのインセンティブを付与することが適切ではないかということで、それぞれの目標値を超えた場合には、その実績に応じて契約金額の１～４％を支払うインセンティブというのを設定いたしました。

２点目として、「落札者評価の基準について」でございますが、この評価の点数の配分でございますけれども、民間事業者の実績・経験に関する配点が２０点であるのに対して、創意工夫を求めるところの企画書の内容についての配点が１５点と低くなっているということで、配点を見直していただきまして、企画書の内容で評価できるよう配点を３０点としていただきました。

続きまして、資料７－１でございますが、「海外旅行博覧会出展事業」でございます。この事業は、海外において、旅行目的地としての日本の認知度を向上させて、訪日旅行者の増加に資するということを目的として、海外の旅行博覧会日本ブースに出展するということでございますが、具体的には、スペインで開催されるヨーロッパ最大級の旅行博覧会の出展が委託対象でございます。この業務につきましては、まず第１に、対象業務の範囲

について、業務の責任分担について、共同出展者の募集について、機構と民間事業者双方が行なうという記載ぶりになっておりましたが、責任分担を明確に規定していただくということで、機構の責任、出展のベースとなる共同出展者6社・団体については機構の責任で確保するというので、民間事業者はそれ以外で追加的な共同出展者を確保できるという記載にいただきました。また、共同出展者を確保できた場合には、共同出展者から集める分担金をインセンティブとして支払うということにさせていただいております。

2点目、「サービスの質について」でございますが、共同出展者へのアンケート調査ではかるということになっておりますが、民間事業者に期待しているブースデザイン、アトラクションに関して個別に項目を立てるなど充実させるべきではないかということを議論いたしました。ブースデザインやアトラクションについては、日本の魅力のPRや日本ブースへの来場者の増加に資するものであったかを確認できるよう、アンケートの内容を充実していただくという対応をとっていただいております。

3点目、「インセンティブについて」でございますが、ベスト・スタンド賞というものを受賞した場合には、予定価格と落札額の10%を報奨金として支払うということになっておりますが、受賞がかなり難しいということ。また、受賞によるPR効果等を考慮して率を見直してはどうかということを検討いたしまして、10～50%に引き上げていただいております。

続きまして、資料8-1でございます。独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅入居者募集業務でございます。このUR営業センターでございますが、その賃貸住宅への入居者の募集業務でございます。これにつきまして、対象事業の範囲に問題はないかということをも確認いたしました。営業センターと現地案内所におけるすべての業務が委託対象とされておりまして、この点については問題ないというふうに判断しております。

「サービスの質」でございますが、各営業センターごとに契約目標件数が指標として設定されており、その契約目標件数以上の契約件数を獲得することとされておりますが、それ以外についても要求水準を設定する必要があるかどうかについて検討いたしました。この点につきましては、契約件数が重要であり、営業センターのエリア内の物件だけではなくて、全国の各地にある物件についても契約ができるので、家賃に係る要素を質として設定するのは難しいと考えているという機構の説明を受けまして、契約目標件数を指標として設定することで十分だというふうに判断しております。

これにつきましては、次のページでございますように、民間事業者の企画提案項目について実施状況が提案した基準に満たない場合、あるいは賃貸借契約書、添付書類の不備が判明した場合、接客態度、電話応対、事務処理に要する時間等について、入居希望者から機構に直接苦情等の申し出があった場合につきましては、機構が民間事業者に対して必要・適切な措置をとるべきことを指示するものとしております。また、UR賃貸住宅が非常に公共性の高いものであるという観点から、入居者の募集に当たっては、入居希望者を区別することなく公正に取り扱うという規定を設けております。

3点目といたしまして、「委託費の支払い等」でございますが、これは一定の契約件数を達成した場合には報酬の増額、達成できなかった場合には報酬の減額をするということとしておりますが、報酬の総額・減額の基準の件数の設定について議論いたしました。といいますのは、機構は当初、過去3年間の契約実績をもとに「有意水準」という尺度を用いて契約件数を算定するということにしておりましたが、この算定式、「有意水準」という考え方が非常にわかりにくいということで、妥当ではないというふうに考えられましたので、過去3年間のうち同一四半期における契約件数の最大値または最小値をそれぞれ加算いたしまして、基準となる契約件数を算出する方式とすることにいたしまして、わかりやすい基準と尺度というのを設けていただきました。

最後に、「情報開示」についてでございますが、従来の委託費と対応する作業量の開示について、その作業別の経費が作業量とともに開示されていることを確認して十分としております。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの小林副主査からの御報告のとおり、これら4件の実施要項案につきまして、了承ということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○落合委員長 それでは、異存がありませんので、了承ということにさせていただきたいと思います。

そういたしますと、公共サービス改革法14条5項によりまして、付議されましたこれら4件の実施要項案につきまして、本委員会として異存はないということにしたいと思います。

続きまして、独立行政法人国立美術館の東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運営業務実施要項案について御審議をいただきたいと思います。これは資料9-1というものです。これも同様に入札監理小委員会で審議をしていただいておりますので、その主査の榎谷主査の方から御報告をお願いいたします。

○榎谷委員 それでは、入札監理小委員会における審議の結果報告を資料9-1に従いましてしたいと思います。

東京国立近代美術館本館及び工芸館、これは北の丸公園に位置するものでありますけれども、そこでの統括的な管理業務を行なうということでございます。

まず、1ページの「対象業務について」でございますけれども、これは包括的ではあるのですが、一部含まれていないものがあるということで、これが警備業務、レストラン、ミュージアムショップの運営業務でございます。これは、理由がそれぞれあって、警備機器については、既に設置されているものについては警備会社の所有で、途中で撤去するということについては美術館が負担するという契約になっておりますので、これはなかなか難しいということでございます。それから、レストランとミュージアムショップというのは、美術館との間に賃貸借契約を締結した民間事業者が営業しているので、これを

美術館から委託業務とした場合に、新たに費用負担が生じるということが美術館の方に考えられますので、かえって非効率になるということで対象業務に含めないとしたわけですが、警備会社との契約内容の見直しも含めて、今回の委託契約期間中に最も効率的な管理・運営のあり方について検討を行ってきたということになりました。

「サービスの質について」であります。清掃とか、植栽、会場管理の各業務について、特別展等の利用者アンケートにおける不満足度が5%以下であることを要求水準としましたが、これに加えて、総括評価として上記業務の不満足度の1年間の合計が10%以下であるということを要求するということであったわけですが、これが適切かどうかということでございます。各業務の評価と総括評価の結果が相違する可能性があるものの、特別展ごとの各業務の実施状況に対する評価と、1年間を通した評価とでは性格が異なるので特別問題ないというふうに判断いたしました。

3. 「入札価格の妥当性に関する審査について」でございますけれども、見積り金額の妥当性とか、算出根拠の合理性などにつきまして、落札者を決定する際の評価項目として審査することは適切かということについてでございますけれども、対応といたしましては、入札価格の妥当性は、評価項目として審査するのではなくて、落札者となるべき者の入札価格が予定価格の一定割合以下である場合に行なわれる低価格入札に対する調査として実施することになりました。

「委託費の変更について」でございますが、開館時間や開館日数の変更などによって、民間事業者の業務量が増減する場合がございますけれども、美術館の申し出により委託費を変更することができるのとされているのは一方的過ぎるのではないかという問題でございますけれども、対応といたしまして、民間と美術館とが協議の上、合意した場合に、適正な手続を経て委託費を変更できるということにいたしました。

以上でございます。

○落合委員長　ありがとうございます。それでは、今、榎谷主査から御報告がありましたけれども、本実施要項案について了承ということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○落合委員長　それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、公共サービス改革法の所定の規定によりまして、本実施要項案についても、監理委員会として異存がないということにしたいと思います。

そういたしますと、残りの部分ですが、資料1の9番目から19番目までの11件につきまして、まとめて御審議をお願いしたいと思います。いずれも研修施設等の管理・運営業務に関するものであります。これにつきましても、入札監理小委員会で御審議をいただいておりますので、榎谷主査の方から11件まとめて御報告をお願いしたいと思います。

○榎谷委員　それでは、入札監理小委員会の審議の結果報告をしたいと思います。資料10-1に従いまして、施設の管理・運営業務、これは11施設でございまして、①から⑪の施設でございます。

これにつきましては、まず「対象事業の範囲等」ということで、特定の事業者しか受注できないような特殊な業務もないということです、範囲等については適切と判断いたしました。

「サービスの質（要求水準）」でございますけれども、利用者に対するアンケートにおける満足度とか、管理・運営業務の不備に起因する空調の停止や断水等のないことなどをサービスの質として設定しておりますので、特に適切ということで判断いたしました。

「入札参加資格」につきましても、新規参入事業者にとって参入障壁となるような参加資格ではないので、あるいは、グループでの参加も可能としていることから、適切と判断いたしました。

次のページの４番目の「落札者評価」でございますが、特定の者が有利となるような評価項目や点数配分などがなく、また、民間事業者の提案をきちんと評価する仕組みとなっているので、適切と判断いたしました。

「情報開示」につきましても、入札者が入札金額を見積もるために必要な情報開示が適切に行なわれているというふうに判断いたしました。

以上でございます。これは、①から⑪まで共通でございます。よろしくお願いいたします。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの榎谷主査の御報告のとおり、これら 11 件の実施要項案につきましては、了承ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○落合委員長 それでは、公共サービス改革法の規定に基づきまして、これら 11 件の実施要項案について、本委員会として異存がないということにさせていただきます。

そういたしますと、実施要項案に関する審議は終わりました、２番目の議題であります「入札監理小委員会の審議事項について」というものでありますが、これについて、まず事務局から御説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。資料 11 をお手元をお願いしたいと思います。

まず、入札監理小委員会の審議事項の追加ということでございます。この件につきましては、先週開催されました入札監理小委員会において御説明させていただいておりまして、本日、本委員会の席で御了承いただきたいということでございます。

資料の 1. でございますけれども、民間競争入札につきましては、実施要項の決定をいただきました後は、各省庁の責任のもとで入札執行し、契約締結まで行うということになっておりますけれども、官民競争入札の場合は、評価の段階で役所が役所を評価するという場面が生じますので、公平性や、透明性、そういったところを担保するために、この場面でも監理委員会が関与をするという定めになっております。関係の条文は、第 12 条にございますので、適宜御覧いただきたいと思います。

平成 18 年 10 月から審議が始まっておりますけれども、これまで入札監理小委員会にお

きましては、実施要項案の策定に関して調査・審議を行っていただいております、その報告を踏まえて、本委員会の席で最終的な決定をいただいているという手続になっております。

官民競争入札の評価の関係ですけれども、入札のルールを実質的に定めております実施要項の審議を行なっているということ、それから、審議いただく資料の量が大変多くなると思われますので、委員全員で審議をしていただくというよりも、ある程度前提となる知識をお持ちの方で議論していただいた方が適切なのではないかという判断のもとで、最初に入札監理小委員会で評価の審議をお願いいたしまして、その評価を受けて、本委員会の方で御判断をいただく、そういう手続にさせていただいてはどうかということでございます。

4. でございますが、現在、基本方針には4件、官民競争入札で位置づけられておまして、本日の永田町合同庁舎に関しましては、年明けの2月ごろに評価の審議をするというスケジュールになってこようかと思えます。残りの3件は独立行政法人の案件ですけれども、順次、それ以後、スケジュールが入ってこようかと思えます。

順番が前後いたしますが、次に資料Aをご覧ください。横向きの資料でございます。こちらで入札の手続と、監理委員会がそれにどのように関与していくのかというところをあらわしておりますので、簡単に御説明をさせていただきます。

資料は、横の行が3列ありますけれども、一番上の①の入札公告から始まる流れ、これが監理委員会が入らない場合の手続で、横にずっといきますと通常の実施要項一般競争入札の手続になります。このうち企画書の評価、⑤番のところとその横の⑧、開札というところで評価が行なわれることとなります。この部分に監理委員会に関わっていただくことになってまいります。このように2段階になっておりますのは、入札参加者は企画書と入札書、2種類の書類を提出するわけですが、金額を書きました入札書につきましては封をして提出するというようになっておまして、⑧の開札のところで、入札参加者立ち会いのもとで開封するという仕組みになっております。したがって、開札の前までに企画書の評価を行っていただきまして、その後、開札すなわち金額評価をして、最終的な総合評価に至るという手続になっておりますので、監理委員会の方も、企画書の評価をまず行なっていただき、その後、最終的に総合評価の評価を行なっていただく。その時点で最終的な順位づけというものができますので、この時点で監理委員会の議を経る手続に入っていただきたいと思っております。

これに應じまして、入札小委も2回判断する機会を持っていただこうと思っておりますけれども、2つ目の開札のところにつきましては点線で囲ってあります。これは、資料の右側に落札決定のパターンというものがつくってありますけれども、入札の状況によりまして、すんなりといいますか、特に計算式にお金を入れて点数を出したところ、順位がきちんとついた場合には、特にこれ以降は人の判断というものは入らずに落札者が決定することになります。他方、低入札があった場合ですとか、反対に全者が予定価格をオー

バーしていた場合というときには、調査を行なったり、再度入札を行なったりということ、なお人が関わってくるということになりますので、判断の内容にも違いが出てくるかと思われます。したがいまして、入札の経緯を御覧いただきまして、最終的にどういった審議をするかということを御判断いただきたいと思いますと考えております。

次に、具体的な審議の手続につきまして、資料Bを御覧いただきたいと思います。

1につきましては、趣旨ですので飛ばさせていただきます。

2のところで「審議の対象及び観点」というものがございます。(1)と(2)は企画書の評価、第1段階目の評価で行なっていたかこうと思っております。それから、(3)総合評価、ここは第2段階目の評価ということになろうかと思っております。

審議の手順といたしましては、まず評価のプロセスについて説明なり、資料を御覧いただくというところが第1段階。その上で、中身の審査、即ちこれは、最終的に採点が妥当であったという審査をしていただくということになろうかと思っております。最後に加点項目というところがあります。ここがいわゆる点数がつくところございまして、この3ポツ目のところを御覧いただきますと、項目ごとに提案内容、採点結果、得点理由の対応関係が合理的に説明できるものとなっているか。最終的にはそういう観点で御判断いただくことになろうかと思っております。ここで前提になりますのは、もともとの評価案というものは今回の場合は内閣府ですけれども、入札の実施省庁の方で採点を行いまして、その結果と実際に提出されました企画書、入札書というものが監理委員会に送られてまいります。それを御覧いただいて、内閣府の行った審査が妥当なものであったかどうかを最終的に御判断いただく、そういう前提がございます。

次に、「具体的な審議方法」のところをご説明します。(1)で入札監理小委員会での審議というものがございます。評価体制と企画書の評価に関しましては、評価書が送付された後、開札日までの間に審議の日程を決定させていただきたいと思っております。(イ)の事前作業でございすけれども、入札参加者の数によりますけれども、たくさんの資料が出てくると思いますので、事務局の方で提出資料の整理や、委員の先生方への送付、それから評価案の確認と論点メモの作成、そういったところまでさせていただきたいと思っております。その上で審議に臨んでいただくということになりますが、審議に当たりましては、入札を実施しました府省の出席を求めまして、その上で質疑応答を行なっていたかということを考えております。総合評価の方につきましては、先ほど申し上げましたが、会議を開催するかどうかということを含めまして、御判断いただいた上でやっていただくことにしたいと思っております。

(2)が本委員会への付議ということございすけれども、小委員会での審議が終了いたしましたら、小委員会の主査から審議結果について御報告をいただきまして、付議をしていただくということでございす。この手続につきましては、実施要項の付議と同様の手続でやらせていただきたいと思いますと思っております。

最後、(3)でございすけれども、入札実施府省に提出を求める資料でございす。

評価の手續につきましては、基本的には入札を実施する府省の方で検討する、体制づくりをするということですが、これも第三者の審議を受けるという前提でやってもらう必要がありますので、概ね私どもで（ア）から（ウ）までにございますような資料のリストアップをさせていただきました。今後、実施要項が公表されますと、内閣府の方も実施部門と入札参加部門と分かれてまいりますので、入札の実施部門と打ち合わせをさせていただきまして、審議に十分な資料が提出されるようにやっていきたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○落合委員長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

まず、内閣府の方で第三者性のある総合評価審査委員会、これは仮称ですけれども、それを設置して、そこで評価をしたものが案として監理委員会に送られてきて、入札監理小委員会でそれを更に再審査するという感じでの審査を行なう、そういう手續になるわけですね。

○事務局 はい、そのとおりでございます。

○落合委員長 その場合に、総合評価審査委員会の構成ですけれども、構成員の半数以上は外部有識者とするというふうに実施要項ではなっているのですが、この外部有識者を選定するのは内閣府が選定するのですか。

○事務局 はい、そのとおりでございます。

○落合委員長 この部分については、監理委員会が関与するということはないわけですか。

○事務局 はい。

○落合委員長 ほかに何か。

○榎谷委員 今の委員長の御質問ですけれども、ただ、結果的に、実質的に外部ではないのではないかというふうに見られるような人があったときの対応というのはどうすればいいんですか。今から変えろというのはなかなか難しい話ですよね、事後的な話ですから。明らかに民の人は別として。

○事務局 これは最終的に監理委員会の審議を経てくださいなければいけないという前提がありますので、資料Bの最後の提出を求める資料のところにも挙げておりますけれども、評価委員の構成ですとか、専門分野ですとか、そういった資料は審議に先立って提出していただこうと思っております。したがって、内閣府の方も、そういう審議を受けるという前提で委員を選んでいただくということになるかと思えます。

○落合委員長 まさにこの点を御質問したのは、第1次審査がこの評価委員会で行なわれる。あと、当委員会としては、そこをレビューするという形なので、そうすると、第1次的な審査がかなり適正な形で行なわれるということが前提になるだろう。そういった場合に、委員の選任というのは重要な意味を持ってくる。外部委員というのですけれども、外部性の要件というあたりについて、やはり可能ならば、具体的には入札監理小委員会等にも実際に評価委員会を構成する前の段階で情報等を提供してもらって、もし当方でもっと

適任者がいるというような、あるいは、ここに挙がっている方が必ずしも外部性について明らかに疑問があるというような者については、選定の段階で監理委員会の意見が言えるようなルートというものを確保しておいた方が、より公正な形での審査をしたということになるのではないか。これは、樫谷委員が言われたのもまさにその点に関心がありだから御質問をされたと思うのですけれども、その辺は可能なのでしょうか。

○事務局 実務的なところを言いますと、内閣府も外部の人をこれだけ入れて評価をやるということをやったことが今までないということです。どういう人を選んだらいいのだろうかというのは我々のレベルでは相談を受けたりしておりますので、実質的なところは、どういう人にするという相談はできると思います。その上で、それを先生方に御報告して、これは法律上のということではありませんけれども、御報告をして了解をいただきたいと思いますか、そういうことはやっていけないのではないかという気はしております。

○落合委員長 そのポイントは、公正性という点、それから透明性という点で非常に重要だと思いますので、少し事務局の方でも検討いただいて、なるべく実現できるような方向で内閣府と折衝していただくというふうにお願いしたいと思います。

○佐久間事務局長 今の御指摘の点、大変重要なところだと思いますので、権限の問題とはまた別に、実態的に問題がないように、事務的な調整と事前のいろいろな御相談をさせていただくように、かなり短い時間の間でやらなければならないということがあると思いますけれども、構成をされる側とよく連絡調整していきたいと思います。

○樫谷委員 評価委員の選任をするタイミングですが、時期というのは一体どのあたりですか。入札を終わって、入札者が確定した後になるんですか。

○事務局 今のところ、我々が聞いている段階では、顔ぶれ等もまだ選んでいる段階のところですので、どこで決めようとしているのか、決められるのか、まだわからない段階でございます。

○樫谷委員 なぜそんなことを聞いたかといいますと、恐らく、ここは永田町合同庁舎ですから、ビルメンの会社とか、そういうところが入札する可能性があるわけですね。例えば委員が、官の方でもいけないけれども、民の方の広い意味での関係者であってもいけないわけですね。そうすると、例えば私が今度、入札監理小委員会としてやる場合でも、例えば私のクライアントが入札をしたということも、情報は全くわかりませんが、見て、あっと驚くこともあるわけですね。逆にそういうときもあるので、できれば外部委員は入札の後の方で、候補として挙げておくのはいいと思うのですが、最終的に選ぶのは、そういうものを見た後の方がいいのかなと。これは、官の方だけを留意するのであれば事前でもいいと思うのですが、何せ数が多ければそういうこともあり得るということ。それから、我々委員の方もそういうこともないわけではないので、そういうことも事前に情報があらかじめ開示できて、例えば私のクライアントであれば私は審議について辞退する、何かそのような手続が必要かなと思ったので。

○落合委員長 いずれにしても、この評価が公正に行なわれるというのは制度の根幹なの

で、したがって、そこがあいまいなまま進んで、もう一回入札をやり直すなんていうことになるような場合は、これは非常に無駄なコストも更にかかってしまいます。そういうことがないためにも、根幹の部分でしっかりとした人選、しっかりとした評価委員会ができるような形に本監理委員会としても対応して、そういうものができるような形を希望し、かつ確保することに向けての手だて等も考えなければいけないと思いますので、先ほど佐久間事務局長の方からも御発言がありましたけれども、ぜひそういうような形ができるような方向で折衝等をお願いしたいというふうに思います。

それでは、それ以外の点につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。初めての官民競争入札ということなので、これがぜひとも成功裏に終了するというのを期待したいと思いますので、何かそれに向けて問題点がございましたら、遠慮なく御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○榎谷委員 この前、入札監理小委員会で議論したときのお話としては、これは官も入札をするわけですね。官の立場で、いわゆる評価書というのがありますね。あれに基づいて形式的に当てはめた場合は、イエスと言えるのか、ノーと言えるのか、非常に難しい部分がある。また、価格の決定についても、必ずしも官自らやっているわけではないので、官の立場で見積もりをするとなると、あらかじめ誰が誰を、下請という表現がいいのかどうか分かりませんが、事業者として公正を考えた上で入札をしなければいけないわけですね。そういうようなことが、最終的には官民でトータルでの競争入札ですから、それは公明正大に行なわれたというふうに考えてよろしいですね。

○佐久間事務局長 前回、論点になりましたので、このあたりについては、競争性といえますか、それが保たれているかどうかとか、会計手続上の確かめるべき点というのが多々ございます。したがって、それについては、現在確認中ということでございます。

○落合委員長 今、榎谷委員が言われたのは、企画書自体を評価する前の段階である企画書を作成する段階で、いかに的確に現状のコスト、それからサービスの現状というものがあらわれるような形の部分をどうやって確保するか、そういう御質問ですね。

○榎谷委員 はい。あと、価格を決める場合、現状のものは開示してしまいますので、もう少し工夫する場合があるので、その場合は、何か実施する人を前提に価格を決めないといけないということだと思いますので、今までのものだけではいけないですね。そうしたら負けることが決まっているわけですね。過去のもの全部公開しているわけですから。だから、今後の見積もりとして、あるいは今後の体制として事前に準備しておかなければいけないと思うのですが、それでいいのかどうかということですが。

○佐久間事務局長 今回の最初の事案につきましては、ほとんどが事業者へ委託をして行なわれているというケースになっておりまして、そのことが官側の提案をつくるに当たって、あらかじめ事業を担当する事業者を決めておくのかどうかというところが非常に大きなポイントになってまいります。それがないと、今度はまた官側の提案の内容が非常に薄いものになってしまいまして、なおかつ価格競争性が本当にあるのかどうか分からないと

いったような、あるいは、場合によっては非常にあいまいな根拠でもって算定された価格でもって人が入ってくるというようなことにもなりかねませんので、そのあたりは具体的にどういう形で、しかも、法的な関係といいますか、事前の官民のグループをつくった形というのが、勝った場合に、その後の手続が本当に適正な形で行なわれるかどうかといったようなところ、そのあたりはきちんと詰めておかなければならない点でございますので、それは主に財務省になると思いますけれども、関係部署ともよく打ち合わせをして、遺漏のないようにしてまいりたいと思っております。

○本田委員 今後の審議予定で4件挙がっていますね。今回の庁舎の部分というのは官民という意味では形式としては初めてですけれども、実際はほとんど民間事業者に出しているもので、失礼な言い方ですけど、入札のシカタ競争みたいな感じで、残りの4件は現実にそれぞれの独立行政法人なり、そういうところが自分でやっているのでしょうか。それとも、やはり同じように委託してやっているのか、そこだけちょっと教えていただきたいと思います。

○落合委員長 その辺、事務局の方でわかりますか。

○森山参事官 手元に資料がないのではっきり申し上げられませんが、まず国民生活センターはセミナー業務ですので、会場をお借りしたり、スタッフを雇ったりしている部分もございますので、そういう意味で既に外部委託しているところはございます。一部本部で講師を選定したり、場所を選定したりといったところに人が関わっており、その部分を含めたものだというふうに考えております。

ビジネスライブラリーにつきましては、何人かのスタッフを使っておりますけれども、その形が派遣なのか委託なのか、詳細は手元にございません。

アジア研究所の図書館も同じようなケースだというふうに伺っております。いずれにしても、手元に詳細な資料がございませんので、確認してまた御報告させていただきます。

○本田委員 今質問したのは、本当の意味では、実際に各省庁がおやりになっている仕事を出していくということにおいて意味があるんだろうと思いますので、お互いに努力しなければいけませんけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○落合委員長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この資料11にありますような内容によって、入札監理小委員会を中心としてこの手続を進めるということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 それでは、異議がございませんので、資料11の内容どおりに了承いただいたということにしたいと思います。

事務局の方は特にそれ以外の議題等はないわけですね。

○佐久間事務局長 はい。

○落合委員長 それでは、予定した議題はすべて終了ということになりますので、本日の監理委員会はこれで終了ということにしたいと思います。

どうもありがとうございました。